

平成 29 年 12 月 5 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部  
(改定日：平成 29 年 12 月 5 日)

## プラスチック製容器包装の再商品化事業者の入札選定方法および 選定結果の連絡方法について

入札選定の方法及び選定結果の連絡方法は以下のとおりです。

### I. 再商品化事業者の入札選定方法

#### 1. 入札の対象

保管施設ごとの単年度入札とする。

なお、引き渡し申込量の多い保管施設は、複数の再商品化事業者が落札する場合があります。

#### 2. 優先枠（量）

入札選定にあたっては、(材料リサイクル事業者の) 優先フダによって落札できる合計量を市町村申込量の 50%とする。

#### 3. 入札枠（フダ）と落札可能量（資料 4 参照）

(1) 一般枠（フダ）：一般落札可能量＝査定値

(2) 優先枠（フダ）：優先落札可能量＝査定値×総合的評価得点率

さらに、優先落札可能量は、「安定枠落札可能量」と「効率化枠落札可能量」に分けられる。ただし、入札フダは優先フダ 1 種類のみであることに留意。

#### 4. 優先辞退と入札方法（資料 4 参照）

入札フダは、材料リサイクル事業者による優先フダ、および他の全事業者による一般フダの 2 種類とするが、各入札者は優先フダか一般フダのどちらかしか持てない（材料リサイクルとケミカルリサイクル両方の手法を実施する場合を除く）。

なお、優先事業者は優先を辞退し、一般枠（フダ）に変更することが可能（要申請）。

優先フダの入札、一般フダによる入札は全て、同時に行われる。

なお、同一保管施設に対しては、各事業者 1 枚の入札に限られる。

## 5. 入札上限値/下限値の設定

入札での上限値を設定し、それを越える入札フダは入札選定において除外する。  
加えて、優先フダについては、下限値を設定し、それを下回る入札フダは入札選定において除外することとする。

## 6. 入札選定

### (1) 第1ステップ（入札フダの振り分けとソート）

- ・全入札フダは保管施設毎に振り分けられる。
- ・各保管施設への入札フダは優先フダと一般フダに分けられ、それぞれのグループで入札額が低い順に並べ替えられる（ソート）。
- ・それぞれのグループで最も安価なフダを1番フダ（以下2, 3・・・番フダ）と言う。

### (2) 第2ステップ（単数入札）

保管施設にフダが一枚しか入っていない場合は、この入札が落札する。

### (3) 第3ステップ（(優先) 安定枠の落札：(2) を除外した全ての保管施設について）

- ①各保管施設における「優先フダ・グループの1番フダ」どうしを比べ、最も安価なフダを第1落札とする。なお、第1落札の落札量が、その保管施設の引渡し申込量以下であっても、安定枠における落札は第1落札(者)のみとする。
- ②落札後は落札された保管施設の（申込み）量から落札量を減じ、その結果をその保管施設の量として更新する。同じく、落札した事業者の安定枠落札可能量から落札した量を減じ、その結果をその事業者の安定枠落札可能量に更新する。  
1ヶ所以上の保管施設で、1番フダを入札していた事業者の落札可能量が、上記更新の結果0となった場合は、2番フダを1番フダに昇格させておく。
- ③落札した量をこれまでに落札した総量（全応札者分）に加算する。  
もし、総量が安定枠量に達するか、落札されるべき保管施設への1番フダがすべて無効（応札者の落札可能量が既に0となっている等）の場合は、⑤へ。  
そうでないなら、①を繰り返す。
- ④このステップを終了し、次ステップへ。

### (4) 第4ステップ（(優先) 効率化枠の落札＝優先枠残の落札）

※第2, 3ステップで、全部あるいは一部が落札されなかった保管施設が対象

- ⑤各保管施設における「優先フダ・グループの1番フダ」どうしを比べ、最も安価なフダを第1落札とする。なお、第1落札の落札量が、その保管施設の引渡し申込量以下であっても、効率化枠における落札は第1落札(者)のみとする。
- ⑥落札後は落札された保管施設の量から落札量を減じ、その結果をその保管施設の

量として更新する。同じく、落札した事業者の効率化枠落札可能量から落札した量を減じ、その結果をその事業者の効率化枠落札可能量に更新する。

1ヶ所以上の保管施設で、1番フダを入札していた事業者の落札可能量が、上記更新の結果0となった場合は、2番フダを1番フダに昇格させておく。

⑦落札した量をこれまでに落札した総量（全応札者分）に加算する。

もし、総量が優先枠量に達するか、落札されるべき保管施設への1番フダがすべて無効（応札者の落札可能量が既に0となっている等）の場合は、⑧へ。

そうでないなら、⑤を繰り返す。

⑧このステップを終了し、次ステップへ。

#### (5) 第5ステップ（一般枠の落札）

※第4ステップまでに全部あるいは一部が落札されなかった保管施設が対象

⑨各保管施設での「一般フダ・グループの1番フダ」どうしを比べ、最も安価なフダを落札させる。

以下、優先枠と同様の手順（「優先、安定、効率化」等を「一般」と読み替える）で落札（者）を決定する。なお、一般枠では第1落札者の落札量が当該保管施設の引渡し申込量を下回った場合は、第2落札者が残りの量を落札する。第2落札者でも引き渡し申し込み量に達しない場合は第3落札者以下、同様の手順を繰り返す。

#### 7. 入札価格が同一の場合の取扱い等

同一保管施設において、入札価格の最も安い再商品化事業者が複数存在する場合、下記A,B,Cの優先順位で落札事業者を決定する。

A. 再生処理施設が当該保管施設から最も近いこと。

B. 再商品化製品の販売価格が最も高いこと。

C. 再商品化率が高いこと。

（ただし、端数や当該事業者の落札可能量に出来るだけ近づける趣旨で、後順の札であっても落札することがある。）

#### 8. 入札事業者がなかった、あるいは落札されなかった等の保管施設の扱い

入札事業者がなかった保管施設、第5ステップが終了しても落札者がなかった（または引取申込量の一部が落札されなかった）場合、および入札後に引き渡し申し込みを受けた保管施設については、再商品化事業者の立地、再商品化能力、価格等を勘案のうえ、指名競争入札により落札事業者を決定する。（ただし、入札対象量等により、上記手順が不適当と判断される場合には、この限りではない。）

## 9. 入札価格が不合理な入札フダの扱い

社会通念上問題とされる著しく不合理な価格／量の入札フダは入札選定において除外する。その結果、落札事業者がない保管施設が発生した場合には、当該保管施設の入札事業者にその旨通知すると共に、あらためて8. 記載の手順を適用して当該保管施設の落札事業者を決定する。

なお、「上限値」を超えるために除外されたフダでも、離島や著しく引取が困難と判断される場合は特採措置を執り、落札させることがある（ただし、弁護士等による外部監査を受けることとする）。

## II. 選定結果の連絡方法

全入札事業者に対し、選定結果を平成30年2月下旬にReinsにて通知する。

また、同時に、保管施設ごとの落札状況をそれぞれの市町村にReinsにて通知する。

なお、保管施設ごとの全ての落札状況については、平成30年4月に当協会のホームページにて公表する。

以 上